

歯 科 技 工 所 開 設 届

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

開設者住所

ふりがな

氏 名

電 話 () -

法人の場合は、法人の主たる事務所の
所在地、法人の名称、代表者の職・氏名

下記のとおり歯科技工所を開設しましたので、歯科技工士法第21条及び同法施行規則
第13条の規定により、関係書類を添えてお届けします。

保健所受付欄	
歯科技工所番号	(受付印)
27- -	

歯 科 技 工 所 の 概 要

1. 開 設 年 月 日	年 月 日	
ふ り が な 2. 歯科技工所の名称		
3. 開 設 場 所	大阪府 ☎ () —	
4. 開設者が法人の場合、 定款・寄付行為を添付	定款・寄付行為は別添のとおり	
5. 管理者の住所・氏名 (免許証写・履歴書添付)	☎ () —	
6－1. 業 務 に 従 事 す る 者 の 氏 名 ()内に、歯科医師は(歯) 歯科技工士は(技)、その 他の者は(他)と記入 (免 許 証 写 添 付)	()	()
	()	()
	()	()
	()	()
	()	()
	()	()
	()	()
6－2. 上記のうち、 リモートワークを行う者の 氏名、連絡先、リモートワー クを行う場所の所在地(5に 記載の住所と同じ場合、□に レ点) (研修受講に関する記録の写しを添 付)	氏名	研修受講日 年 月 日
	所在地	□5に同じ
	☎ () —	
	氏名	研修受講日 年 月 日
	所在地	□5に同じ
	☎ () —	
	氏名	研修受講日 年 月 日
	所在地	□5に同じ
	☎ () —	

7. 周囲の見取図・敷地の面積・平面図、建物の構造概要等		周囲の見取図(第1図)、及び敷地平面図(第2図)を添付 敷地面積 m^2 建物の構造種別：木造・鉄筋（鉄骨）コンクリート造り その他（ ） (地上 階、地下 階部分)	
8. 技工所の面積、平面図		技工所の平面図（第3図）を添付 延床面積： m^2 、各階床面積： 階 m^2 階 m^2	
9. 技工所の構造概要（技工所が複数階にわたる場合は、各階別に記載すること）			
① 天 井	板張り・コンクリート・吹付・その他（ ）		
② 腰 板	板張り・コンクリート・その他（ ）		
③ 床 板	板張り・コンクリート・Pタイル張り・その他（ ）		
④ 各室床面積	技 工 室 （ 場 所 ）	m^2	
	研 磨 室 （ 場 所 ）	m^2	
	鑄 造 室 （ 場 所 ）	m^2	
	重 合 室 （ 場 所 ）	m^2	
	陶 材 焼 成 室 （ 場 所 ）	m^2	
	水 道 ・ 流 し 台	m^2	
	そ の 他	m^2	
⑤ 水 道	蛇 口	箇所	
⑥ ガ ス	都 市 ガ ス ・ プ ロ パ ン ガ ス	ガ ス 栓	箇所

10. 技工所の設備概要		
①基本的な機器、器具の設置		
(1) 技 工 用 作 業 台	台	(16) サ ン ド ブ ラ ス タ ー 台
(2) 椅 子	脚	(17) レ ジ ン 重 合 器 (槽) 台
(3) 電 気 エ ン ジ ン	台	(18) モ デ ル ト リ ー マ ー 台
(4) 電 気 レ ー ズ	台	(19) 高 周 波 鋳 造 器 台
(5) 真 空 埋 没 器	台	(20) 技工用実体顕微鏡 (マイクロスコープ) 台
(6) エ ア ー タ ー ビ ン	台	(21) 電 気 掃 除 機 台
(7) エアーコンプレッサー	台	(22) 分別ダストボックス 台
(8) プ レ ス 機	台	(23) 模 型 整 理 棚 台
(9) 電 気 炉 (ガ ス 炉)	台	(24) 書 籍 棚 台
(10) ガステーブル (コンロ)		(25) 材料保管棚 (保管庫) 台
(11) 鋳 造 器	台	(26) 薬 品 保 管 庫 個
(12) ポーセレンファーマネス	台	(27) 救 急 箱 個
(13) 電 解 研 磨 器	台	(28) 歯科技工に関する書籍 冊
(14) 鍍 金 装 置	台	(29) 計 測 用 機 器 個
(15) 超 音 波 洗 浄 器	台	(30) その他 () 台
② 照 明 設 備	照 明	有 ・ 無
③ 手 洗 設 備	手洗設備 ・ 便所 ・ 更衣室	有 ・ 無
④ 防 音 装 置		有 ・ 無
⑤ 防 火 設 備	消 火 器	台
	火 気 ま わ り の 耐 熱 板	有 ・ 無
⑥ 防 塵 設 備 等	作 業 用 吸 塵 装 置	台
	室 内 用 集 塵 装 置	台
	防 湿 装 置	台
	防 虫 装 置	台
	防 鼠 装 置	台

⑦ 換 気 設 備	換 気 扇	台
	室 内 空 気 清 浄 器	有 ・ 無
	排 気 筒	有 ・ 無
⑧ 高圧ガスの設置	酸 素 ボ ン ベ	本
	ア セ チ レ ン ボ ン ベ	本
	*アセチレンボンベを使用する場合は「消防法」により、消防長又は消防署長への届出が必要な場合有り。(圧縮アセチレンガス40キログラム以上を貯蔵している場合)	
	水 素 ボ ン ベ	本
同 上 貯 蔵 施 設 高 圧 ガ ス 貯 蔵 施 設		有 ・ 無
*「高圧ガス保安法」により高圧ガス貯蔵施設は、風通しがよく、火気、引火性、発火性の物から2m以上離れて設置してあること。酸素とアセチレン、水素は区別して置いてあること。		
⑨ 電気メッキ施設	無機シアン化合物による電気メッキ装置	有 ・ 無
	*無機シアン化合物を使用して電気メッキを行う場合は「毒物及び劇物取締法」により保健所に届出が必要	
⑩ 酸 処 理 設 備	酸 処 理 設 備	有 ・ 無
	廃 液 処 理 設 備	有 ・ 無
⑪ 排 水 処 理 設 備	排 水 管 途 中 の 石 膏 ト ラ ッ プ	有 ・ 無
	浄 化 槽	有 ・ 無
	中 和 槽	有 ・ 無
⑫ 毒 物 及 び 劇 物 保 管 施 設	毒 物 及 び 劇 物 保 管 施 設	有 ・ 無
	・ 「毒物及び劇物取締法」により、盗難、飛散、漏れ、地下浸透等を防止するため、施設できる堅固な施設で保管することが必要。 ・ 「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」と表示することが必要	
⑬ 塵埃又は微生物による汚染を防止する構造・設備	適切な消毒剤が備えられているか。	有 ・ 無
⑭ 清潔性の保持及び整理整頓	衛生的かつ安全に貯蔵、保管する設備があるか。	有 ・ 無
⑮ 「歯科技工録」及び「手順書」の整備	・ 「歯科技工録」及び「手順書」が整備されているか。	有 ・ 無